

長崎市監査公表第 10 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 22 日

長崎市監査委員 柴原 慎一
同 三谷 利博
同 吉原 孝
同 山本 信幸

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 5 年 3 月 27 日付 長崎市監査公表第 7 号）

2 監査の期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 3 月 22 日まで

3 措置を講じた部局

| 区分 | 部局名 | 所属名 |
|----|-------|---------|
| 指摘 | 文化観光部 | 観光交流推進室 |
| | | 出島復元整備室 |
| 意見 | 理財部 | 契約検査課 |

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|--------------------------|--|---|
| <p>文化観光部 観光交流推進室</p> | <p>修学旅行ガイドツアー参加費として一人当たり小学生 300 円、中高生 500 円を徴収し、諸収入として受け入れているが、この参加費の徴収に関し、その額の設定根拠や徴収方法等について、意思決定を行っていなかった。</p> <p>市の歳入として受け入れるためには、その前提となる根拠がなければならないものであり、そのために必要となる意思決定を行うなど、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>修学旅行ガイドツアー参加費については、算出根拠を示したうえで、令和 5 年 3 月 29 日に意思決定を行った。</p> |
| <p>文化観光部 出島復元整備室</p> | <p>出島の指定管理者である出島 V O F からの運営実績による納付金、売店の売上に係る変動納付金及び自主事業の売上に係る納付金について、出島復元整備室が当該納付金額の確定をしたのが、令和 4 年 4 月 22 日であった。出島の指定管理に係る協定書において、事業報告は翌月末までに、年度事業報告書は 4 月 30 日までに提出しなければならない旨規定されており、指定管理者は期限内に必要な書類を提出したものであるが、その確定の時期からすると、本来なら当該納付金は令和 4 年度の収入とすべきところ、令和 3 年度の収入として処理をしていた。</p> <p>調定の時期については、地方自治法施行令第 142 条に規定されているところであり、年度区分の誤りがないよう、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>令和 4 年度の出島の指定管理に係る運営実績による納付金、売店及びレストランの売上に係る納付金並びに自主事業の売上に係る納付金については、令和 5 年 3 月 31 日に指定管理者から収支の報告を受けて調定を行った。</p> |

| 所属名 | 意見 | 措置 |
|--|---|--|
| <p data-bbox="185 459 336 533">理財部 契約検査課</p> | <p data-bbox="414 225 1261 384">今回、監査した中で、見積依頼の決裁及び文書による業者への見積依頼並びに監督職員の指名簿による指名及び指名簿中の職務内容の記載などの必要な事務手続きが行われていない事例が散見された。</p> <p data-bbox="414 395 1261 555">契約事務においては、それぞれの段階で定められた事務手続きが不可欠であり、毎年、契約事務担当者に対する研修が行われるとともに、新規採用時や経験年数に応じた研修も実施され、職員の資質向上に努めているところである。</p> <p data-bbox="414 566 1261 767">しかしながら、依然として、契約事務に係る職員の理解不足による誤りが認められることから、事務手続きのフロー図やチェックリストを作成するなど、一連の事務手続きが確実に行われるよう、組織としてのチェック機能が十分に発揮される仕組みづくりに努められたい。</p> | <p data-bbox="1288 225 2134 600">監督職員の事務手続きに関しては、令和5年2月24日付で「業務委託に係る監督・検査指導における指導助言内容の周知について」において、通知を行い改めて注意喚起に努めた。また、見積依頼に係る事務については、適正な事務処理を行うよう引き続き契約事務研修の内容の充実を図るとともに、事務手続きのフロー図やチェックリストについては、職員がいつでも確認できるように庁内で共有しているが、理解不足による事務誤りが散見されることから、フロー図の更新等を随時行っていくことでより理解が深まるように改善を図っていく。</p> |